

ワクチン・検査パッケージ制度について（概要）

1 制度の趣旨

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージを活用

2 制度の定義・要件

- 飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者の「ワクチン接種歴」又は「検査結果の陰性」のいずれかを確認することで、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和
- 行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、ワクチン・検査パッケージを適用する旨を県に登録（※登録店舗に別添(案)のステッカーを配布）

3 制度の適用範囲

（1）行動制限緩和の内容

ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、国の基本的対処方針に基づく「飲食」、「イベント」、「移動」等の場面で、以下の行動制限を緩和

①「飲食」

第三者認証制度の適用事業者における利用者の人数制限なし

②「イベント」

感染防止安全計画の策定及び県の確認により、イベント（5,000人超かつ収容率50%超）の収容人数を収容定員まで緩和

③「カラオケ」

第三者認証制度の適用事業者及び飲食を主として業としていないカラオケ店において、カラオケ設備の提供が可能（収容率上限50%）

④「移動」

不要不急の都道府県をまたぐ移動について、自粛要請の対象に含めない。

⑤「ツアー・宿泊施設」

制度の適用の詳細は、観光庁において別に定める。

（2）学校等の活動

学校等の活動（修学旅行など）は、ワクチン・検査パッケージ制度を適用しない。

（3）制度の適用除外

感染が急拡大し、医療体制のひっ迫が見込まれる場合等は、ワクチン・検査パッケージを適用せず、強い行動制限を要請することがある。

4 民間事業者等によるワクチン・検査パッケージの活用

民間事業者や施設設置者等が自社提供のサービス等について、利用者のワクチン接種歴や検査結果を活用することは原則自由（ただし、旅館業法など個別法でサービスの利用制限の排除について定めている場合や公共的なサービス等では慎重な取扱いが必要）

5 ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法

(1) ワクチン接種歴

- 事業者は、予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。）により、利用者が2回接種完了及び2回目接種日から14日以上経過していることを確認（画像、写し等の確認でも可）
- 確認の際に、身分証明書等による本人確認を実施

(2) 検査結果

- PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む）を推奨
事前にPCR検査等を受検できない場合にも対応する視点から抗原定性検査も利用可能
- 未就学児（概ね6歳未満）は、同居する親等が同伴する場合、検査不要

ア PCR検査等

① 確認内容

- ・事業者は、医療機関又は衛生検査所等が発行した結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認
- ・確認の際に、身分証明書等による本人確認を実施

② 有効期限

- ・検体採取日より3日以内

③ その他

- ・検査試薬は、薬事承認等されたものを使用

イ 抗原定性検査

① 検査の実施方法

- ・利用者が、医療機関又は衛生検査所等で検査を受ける場合のほか、事業者等が設けた場所で、検体採取の注意点等を理解した者の管理下で適切な感染防護を行いながら、検査キットを用いて実施することも可能

② 確認方法

- ・事業者は、検査実施者が発行する結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認（イベント等の開催場所等で、当日の抗原定性検査を実施し、その場で陰性を確認・入場させる場合、結果通知書の発行は必須ではない）

③ 有効期限

- ・検査日より1日以内

④ その他

- ・検査キットは、薬事承認されたものを使用
- ・事業者は、事業者が実施する検査で陽性判明した利用者について、入場・入店させず、医療機関又は相談センターを紹介するなど受診につながるよう必ず促すこと
- ・検査結果が陰性であった利用者についても、その検査結果が感染している可能性を否定しているものでないこと、引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気等）の徹底を要請

ワクチン・検査パッケージ ステッカー（案）



※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、今後、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象として、社会経済活動を行う際のPCR・抗原定性等検査を来年3月末まで予約不要、無料とできるよう支援を行い、ワクチン・検査パッケージ等の定着を図ることとされている。

ワクチン・検査パッケージ制度

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージを活用。

行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者〔県に登録〕

- ・飲食店等「第三者認証制度」認証事業者
- ・イベント「感染防止安全計画」を策定し、県の確認を受けたイベント（※5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用）
- ・カラオケ 「第三者認証制度」認証事業者及び飲食を主として業としていないカラオケ店

確認

〈利用者〉

ワクチン接種歴

- ・市区町村発行の予防接種済証等により、2回接種完了、2回目接種日から14日以上経過していることを確認（画像等での確認も可）

PCR等検査結果

- ・PCR検査、抗原定性検査等の結果が陰性であることを確認
※6歳未満は同居する親等が同伴する場合は検査不要

2回接種、
14日以上経過
確認完了

陰性確認
完了

【行動制限緩和】

- 「飲食」 利用者の人数制限なし
- 「イベント」 収容人数の上限を収容定員まで
- 「カラオケ」 カラオケ設備の提供可
- 「移動」 都道府県をまたぐ移動を自粛要請対象から除外

※感染が急拡大し、医療体制のひっ迫が見込まれる場合等は、ワクチン・検査パッケージを適用せず、強い行動制限を要請することがある。